

被相続人居住用家屋等確認申請に係る 必要書類及び作成上の注意

◎申請に係る全般事項

【申請書の作成について】

- ◇ 申請をすることができるのは、この特例制度を受けようとする相続人本人のみですので、「申請者」欄には、この特例制度を受けようとする相続人本人の氏名等を記入してください。
- ◇ 申請書等の内容確認のために役場から連絡をする場合がありますので、ご自宅の電話番号のほか日中に連絡可能な連絡先（携帯電話番号や勤務先等）がありましたら併せて記入してください（代理人による申請の場合を除く。）。
- ◇ 相続人が複数（共有名義）の場合は、相続人ごとに申請書を各々作成する必要があります。
- ◇ 申請書を代理人が作成し、提出することも可能です。その場合、委任状（形式は問いません）の提出をお願いします（複数の相続人のうち代表者1名が作成し提出する場合も同様です）。

【添付書類について】

- ◇ 提出された添付書類は返却しません。申請者控えとして必要な場合は、あらかじめコピーしておいてください。
- ◇ 複数の相続人が同時にまとめて申請する場合でも、各々の申請書に添付書類を一式添付してください。

【申請書等の提出について】

- ◇ 森町が確認書を交付できるのは、相続した被相続人居住用家屋等が森町内に所在するもののみです。相続人（申請者）が森町内に居住していても被相続人居住用家屋等が町外にある場合は、当該家屋等が所在する市区町村に申請してください。
- ◇ 提出先は、森町役場税務課固定資産税係です。窓口へ直接持参又は郵送により提出してください。直接持参の場合は、本人確認ができる身分証明書及び印鑑（認印で可）を持参してください（代理人が持参する場合は、委任状の提出のほか代理人の方の身分証明書を提示してください。）。

- ◇ 申請書類を郵送する場合は、郵便料金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。※返送する書類は「申請書兼確認書」及び「被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表」（両面印刷されていればA 4判1枚、片面印刷の場合はA 4判2枚）です。
- ◇ 申請書の提出から確認書の交付まで、通常1週間から10日程度かかります。ただし、申請書の記載漏れや添付書類の不備等があった場合には書類の修正、追加提出などをお願いすることがありますので、確認書交付までさらに日数がかかることがあります。税務署への手続期限を考慮し、余裕をもって申請してください。

◎提出する書類

☆【被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡の場合】

- ①被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-1、A4両面刷り）
 - ・「相続による取得日」欄には、遺産分割が確定した日が分かる書類（例えば遺産分割協議書）に記載された日付や、相続登記を行った日を記入してください。
なお、これらを証明する書類の提出は不要です。
 - ・「譲渡日」欄には、売買契約書等に記載された引き渡し日を記入してください。
 - ・表面の点線より下の記入欄及び裏面（被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表）は記入しないでください。
- ②被相続人の除票住民票の写し
 - ・除票住民票に記載された被相続人の住所が、当該家屋の所在地と異なる場合（老人ホームなど）は、この特例制度を受けることができません。
- ③当該家屋の譲渡時の相続人の住民票の写し
（被相続人の死亡時以降、当該相続人が2回以上転居している場合には、当該相続人の戸籍の附票の写しを含む。）
 - ・相続人が複数いる場合は、すべての相続人の住民票の写しが必要です。
 - ・相続人の住所が、当該家屋の所在地となっている場合は、この特例制度を受けることができません。
- ④当該家屋又はその敷地等の売買契約書の写し等
 - ・売買契約書に代わるものとして、引き渡しの日が記載されている書類（譲渡証明書等）でも構いません。

⑤次のア～ウのいずれかの書類

ア. 電気、ガスの閉栓証明書又は水道の使用停止届出書（相続の時から譲渡の時までに閉栓・使用廃止がなされていることが確認できるもの。）

- ・電気、ガス又は水道のいずれか1つの書類があれば構いません。

イ. 当該相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面の写し（宅地建物取引業者による広告が行われているものに限る。）

- ・広告チラシや宅建業者のホームページを印刷したものでも構いません。

ウ. その他、当該家屋又は敷地等において、相続の時から譲渡の時まで、事業、貸付け、居住が行われていなかったことを認めることができる書類

☆【被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の場合】

①被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-2、A4両面刷り）

- ・「相続による取得日」欄には、遺産分割が確定した日が分かる書類（例えば遺産分割協議書）に記載された日付や、相続登記を行った日を記入してください。
なお、これらを証明する書類の提出は不要です。
- ・「譲渡日」欄には、売買契約書等に記載された引き渡し日を記入してください。
- ・「家屋の取壊し、除却又は滅失日」欄には、取壊し等工事契約書等に記載された工事完了日又は滅失の事実が確認された日を記入してください。
- ・表面の点線より下の記入欄及び裏面（被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表）は記入しないでください。

②被相続人の除票住民票の写し

- ・除票住民票に記載された被相続人の住所が、当該家屋の所在地と異なる場合（老人ホームなど）は、この特例制度を受けることができません。

③当該家屋の取壊し、除却又は滅失時の相続人の住民票の写し（被相続人の死亡時以降、当該相続人が2回以上転居している場合には、当該相続人の戸籍の附票の写しを含む。）

- ・相続人が複数いる場合（共同名義）は、すべての相続人の住民票の写しが必要です。
- ・相続人の住所が、当該家屋の所在地となっている場合は、この特例制度を受けることができません。

④当該家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の売買契約書の写し等

- ・当該家屋等の除却工事を含めた（当該家屋の除却工事を敷地等の買主が行う）内容の売買契約書であると、本特例制度の適用対象外となりますので、注意してください。
- ・売買契約書に代わるものとして、引き渡しの日が記載されている書類（譲渡証明書等）でも構いません。

⑤当該家屋の除却工事に係る請負契約書の写し

- ・当該家屋の除却（解体）工事の費用は相続人が負担し、相続人と除却工事請負業者が直接締結した契約書でなければ、本特例制度は適用されません。
- ・契約書を作成していない場合は、発注書や請書等の写しでも構いません。
- ・それらも無い場合は、解体工事業者が市役所に提出した建設リサイクル法に基づく「解体届出書」の写しを提供してもらい、添付してください。
- ・契約書に記載された当該家屋の取壊し等の完了日が、敷地等の引渡し日より前であることを確認してください。

⑥次のア～ウのいずれかの書類

ア. 電気、ガスの閉栓証明書又は水道の使用停止届出書（相続の時から譲渡の時までに閉栓・使用廃止がなされていることが確認できるもの。）

- ・電気、ガス又は水道のいずれか1つの書類があれば構いません。

イ. 当該相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面の写し（宅地建物取引業者による広告が行われているものに限る。）

- ・広告チラシや宅建業者のホームページを印刷したものでも構いません。

ウ. その他、当該家屋又は敷地等において、相続の時から譲渡の時まで、事業、貸付け、居住が行われていなかったことを認めることができる書類

⑦当該家屋の取壊し、除却又は滅失時から譲渡の時までの、当該家屋の敷地等の使用状況が分かる写真

- ・当該家屋の取壊し、除却又は滅失の後、譲渡するまでの間の一時点（更地の状態）の写真を撮影してください。
- ・可能であれば、当該家屋の取壊し等をする前（家屋がある状態）の写真も撮影して

ください。この場合、当該家屋の取壊し等をした後の写真はできるだけ取壊し前と同一の地点から撮影してください。

- ・写真に日付が入ったものが望ましいですが、写真を印刷後に日付を記入したのもので構いません。

⑧当該家屋の取り壊し、除却または滅失の時から当該取り壊し、除却または、滅失後の敷地等の譲渡の時までの間の当該敷地等における相続人の固定資産課税台帳の写しまたは固定資産税の課税明細書の写し(名寄帳の写し等)

お問合せ、申請書提出先

◇住 所 〒437-0293 静岡県周智郡森町森 2101-1

森町役場税務課固定資産税係

◇電 話 0538-85-6309